

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ ～12月末まで受付期間を延長～

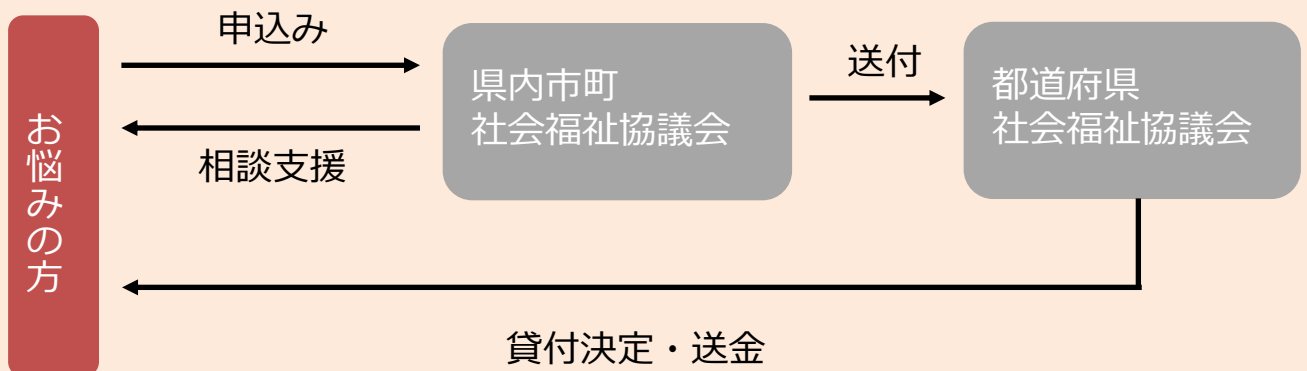
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



※緊急小口資金特例貸付の、四国労働金庫及び郵便局での受付は9月30日で終了しました。

お問い合わせ先及び申込書送付先（緊急小口資金特例貸付のみ郵送可）

**お住まいの市町社会福祉協議会まで**

【受付時間】9：00～16：00 月～金曜日（土日祝日除く）

●緊急小口資金特例貸付けの必要書類は、下記からダウンロードできます。

【香川県社会福祉協議会ホームページ】

<http://kagawaken-shakyo.lekumo.biz/topics/2020/05/post-c383.html>

## 主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

緊急小口資金は、原則、郵送でのお申し込みとなります。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額 20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

- 据置期間 1年以内
  - ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- 償還期限 2年以内
  - ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。
- 貸付利子・保証人  
無利子・不要
- 申込先  
県内市町社会福祉協議会

※緊急小口資金特例貸付の、四国労働金庫及び郵便局での受付は9月30日で終了しました。

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

- 据置期間 1年以内
  - ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。
- 償還期限  
10年以内
- 貸付利子・保証人  
無利子・不要
  - ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。
- お問合せ・申込先  
県内市町村社会福祉協議会

<注> 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが借入の要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 特例貸付（緊急小口資金）の郵送での申請について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月30日から、緊急小口資金の特例貸付については、原則、郵送による申込方法に変更します。

郵送での申請は、以下のとおりの手続きとなりますので、ご確認のうえ借入申込書類をお送りいただきますようお願いいたします。

なお、申請に際しては、次の事項をご了承のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯で、当座の生活を維持していくための費用として借入することができます。ただし、一世帯で貸付限度額の20万円を超えてのお申込みはできません（20万円を超えての申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、又は既に借入れた金額を返金していただきます。）。
- 2 今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯が貸付対象です。（収入は減少していないが、支出のみが増となった世帯については、対象となりません。）
- 3 生活保護を受給している方は貸付の対象となりません。
- 4 借入申込は、借入を希望する本人のみが行うことができます。
- 5 虚偽などの不正が認められた場合は、借入申込書を受理しません。
- 6 郵送申請は、お住いの市町社会福祉協議会に書類が到着し、内容の確認を行い、香川県社会福祉協議会へ送付して受理された後、受理した日を含めて4営業日目の入金予定です。
- 7 書類に不備があった場合は、電話で内容を確認し、再度提出いただくことがあります。
- 8 借入希望額は、申請内容の確認において、変更決定する場合があります。

### 1 申請書類について

(1) 必要書類は、ホームページからダウンロードしてご使用いただけます。

【香川県社会福祉協議会ホームページ】

<http://kagawaken-shakyo.lekumo.biz/topics/2020/04/post-ee95.html>

(2) ダウンロードできる環境にない方は、お住いの市町社会福祉協議会へ取りに行ってくださいか、市町社会福祉協議会にお電話いただければ郵送いたします。

(3) いずれの様式も記入例を参考に作成してください。

(4) 記入もれ、押印もれがないか、再度チェックをお願いします。

(5) 次の2の①～⑧の書類を、封筒に入れ、**普通郵便（配達確認が必要な方は書留）**にて、お住いの社会福祉協議会に郵送してください。

## 2 必要（送付）書類について

- ① 緊急小口資金特例貸付 借入申込書  
※太枠内を自筆でご記入ください。
- ② 緊急小口資金特例貸付 借用書  
（氏名の右側に押印あり）  
※太枠内を自筆でご記入ください。押印は認印で可。  
※住所・氏名は住民票どおりにご記入ください。
- ③ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書  
（最後に署名・押印あり）  
※下の部分に自筆で住所・氏名をご記入ください。押印は認印で可。  
※住所・氏名は住民票どおりにご記入ください。
- ④ 収入の減少状況に関する申立書  
（最後に署名・押印あり）
- ⑤ 確認チェックリスト
- ⑥ 本人の身分証明書（運転免許証、パスポート等の公的証明書）の写し（コピー）
- ⑦ 振込を希望する口座預金通帳かキャッシュカードの写し（コピー）  
※通帳の場合、銀行名・支店・口座番号・名義の分かるページの写し  
※通帳は借入申込者と同じ口座でお願いします。
- ⑧ 住民票の原本（世帯人数確認のため、世帯全員分記載のものがが必要です。発行日から3か月以内のもの）

### ●申込書類送付（お問い合わせ）先について

電話でのお問い合わせ時間 9：00～16：00（土日・祝日除く）

**【お住まいの市町社会福祉協議会】** ※ 郵送での申込書類の送付先  
善通寺市社会福祉協議会 〒765-0013 善通寺市文京町二丁目1番4号  
電話：0877-62-1614

### ●全国のコールセンターと香川県内のお問い合わせ先について

**【特例貸付全般のお問い合わせ先】** ※一般的な貸付内容の説明となります。

**【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】**  
電話：0120-46-1999 受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む）

**【香川県内のお問い合わせ先・香川県社会福祉協議会 福祉資金室】**  
〒760-0017 高松市番町1-10-35  
電話：087-861-5613 お問い合わせ時間 9：00～16：00（土日・祝日除く）